

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2019/03/07	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保健康推進担当課長 吉川 公久	国保健康推進担当課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
2019/03/07	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	認知症支援・介護予防担当課長 関 靖子	認知症支援・介護予防担当課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
2019/03/07	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
2020/11/24	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30)	事後	番号法改正に伴う変更。
2020/11/24	IIしきい値判断項目1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何人か 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 平成27年3月31日時点	評価対象の事務の対象人数は何人か 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
2020/11/24	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 平成27年6月1日時点	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
2022/09/01	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30)	事後	番号法改正に伴う条項数スズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
2025/05/19	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	札幌市では、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に基づき、訪問指導事務を行っている。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)以下、「番号法」という。別表第一の68項により個人番号を利用できるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、別表第一の76項により、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例において、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法に基づく訪問指導業務であって規則で定めるものとなっている。  については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。  【訪問指導業務】 略	札幌市では、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法に基づき、訪問指導事務を行っている。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)以下、「番号法」という。第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの、番号法第9条第1項別表の111項により、健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 また、番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する条例において、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法に基づく訪問指導業務であって規則で定めるものとなっている。  については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。  【訪問指導業務】 略	事後	番号法の改正による変更
2025/05/19	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68、76の項 ・別表第一の68の項に対応する主務省令 第50条第11号 ・別表第一の76の項に対応する主務省令 第54条 ・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 第4条	・番号法第9条第1項別表の100、111の項 ・番号法第9条第1項別表の100の項に対応する主務省令 第50条 ・番号法第9条第1項別表の111の項に対応する主務省令 第54条 ・番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例 第4条	事後	番号法の改正による変更

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2025/05/19	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(93,94の項)  札幌市個人番号利用条例 第4条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)  (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(131、132の項)  札幌市個人番号利用条例 第4条	事後	番号法の改正による変更
2025/05/19	IIしきい値判断項目1. 対象人数	評価対象の事務の対象人数は何人が 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	評価対象の事務の対象人数は何人が 1000人以上1万人未満 いつの時点の計数か 令和7年4月1日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
2025/05/19	IIしきい値判断項目2. 取扱者数	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 令和2年5月21日時点	特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か 500人未満 いつの時点の計数か 令和7年4月1日時点	事後	しきい値について見直しを実施した日付の変更
2025/05/19	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
2025/05/19	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
2025/05/19	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
2025/05/19	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
2025/05/19	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正
2025/05/19	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
2025/05/19	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(なし)	事務処理上、直接個人番号を登録・編集・書面で取り扱うことはないが、札幌市特定個人情報取扱要領に基づき定められている各種研修を受講し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
2025/05/19	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴って修正

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2025/05/19	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
2025/05/19	IV リスク対策 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	十分である	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
2025/05/19	IV リスク対策 判断の根拠	(なし)	担当業務において必要な職員のみ閲覧等が可能となるよう、ログインIDに付与されたパスワードにより、アクセス制限を行っている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加
2026/04/22	評価書名	訪問指導業務に関する事務 基礎項目評価書	訪問指導業務に関する事務 基礎項目評価書 【令和8年3月31日終了】	事後	事業終了に伴って